

高等職業訓練促進給付金について

資格取得を目的とし、養成機関で6月以上のカリキュラムを受講する場合に、受講期間の生活資金を支給します。ただし、所得制限があります（児童扶養手当が支給される程度と同等の所得水準）。支給を希望する場合は、受講を開始する前にご相談ください。

給付金の対象者

次のいずれにも該当している人が対象です。

- ① 市内に住所があるひとり親家庭の親
- ② 児童扶養手当を受給している人、または受給者と同等の所得水準にある人
- ③ 資格を取得するために6月以上学校に通学する人
- ④ 資格を活かして就労する意思がある人
- ⑤ 給付金を受けたことのない人

対象講座

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士 など

※対象資格の詳細や通信制の学校を検討されている場合はご相談ください。

支給額

・高等職業訓練促進給付金

訓練期間中、月額 100,000 円（住民税課税世帯は月額 70,500 円）

※修学の最終 12 か月間に限り月 4 万円加算

・高等職業訓練修了支援給付金

卒業時に 50,000 円（住民税課税世帯は 25,000 円）

※対象者および同一住所の親族の課税状況で算定します。

【4月～7月分】前年度の課税状況 【8月～3月分】当該年度の課税状況

手続き

申請は、受講開始前に早めにご相談ください。

- 毎年度始め（4月上旬）
- 各振込月（7月・10月・1月・4月）
- 卒業時

都度、別途案内予定です。

注意事項

留年、休学により延びた通学期間については給付金の対象外です。

次のような場合は支給されませんのでご注意ください。

- ・ 児童扶養手当の受給要件に該当しなくなった。
(本人の所得が児童扶養手当の所得要件に該当しなくなった場合を含む。)
- ・ 過去に当事業の利用がある。
- ・ 1 か月のうち 1 日も出席しない月があった。留年を繰り返している。
- ・ 必要書類が提出されない。あるいは、提出期日を大幅に過ぎても市への連絡がない。
- ・ 末子が 20 歳に達した。
- ・ 次の①～③給付金を受ける場合。
(各種職業訓練や専門実践教育訓練を受講されない方は、対象外なので問題ありません。)
 - ①求職者支援制度における職業訓練受講給付金
 - ②雇用保険法に定める訓練延長給付金
 - ③教育訓練支援給付金
- ・ この事業の給付金と趣旨を同じくする給付金を受ける場合。

貸付金制度

給付金を受給できる方を対象に「高等職業訓練促進資金貸付金」というものがあります。この貸付金制度は平成 30 年度に終了予定でしたが、現在延長で実施されています。予算状況によっては、今後貸付金制度がなくなる場合があります。

●貸付額…【入学準備金】50 万円 【就職準備金】20 万円

次の給付金等を利用される場合はこの貸付金は利用できません。

- ・ 自立支援教育訓練給付金
 - ・ 専門実践教育訓練給付金
 - ・ 保育士就学資金貸付事業
 - ・ 介護福祉士等就学資金貸付制度
- 入学準備金が受けられません。

※卒業後、1 年以内に資格を活かして就職し、5 年間従事した場合は返還が免除となります。

詳しくは、県のぞみ会（TEL：077-522-2951）までお問い合わせください。

※この資料に記載の事柄は令和 7 年 4 月時点の法令等に基づき作成しております。
制度内容は随時見直しされる可能性がありますので、ご注意ください。

彦根市こども若者支援課
〒522-0041
彦根市平田町 670 番地
TEL：0749-49-2251